

**トリフルラリンの食品健康影響評価に関する審議結果（案）
についての御意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 平成23年12月8日～平成24年1月6日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. コメントの概要及びそれに対する農薬専門調査会の回答

御意見・情報の概要※	専門調査会の回答
<p>【意見1】 ベトナムの海老の養殖池では、藻の除去の為にトリフルラリンが使用されています。しかし魚介類の基準値（0.001ppm）は、農産物の基準値（0.05ppm～3ppm）や畜肉類の基準値（0.05ppm）に比較して、あまりにも厳しすぎるのではないのでしょうか。科学的な根拠を踏まえても、魚介類への基準値は少なくとも0.01ppm以上に改定されるべきと思います。</p> <p>【意見2】 1. ADI値の設定は理解しました。 2. しかし、当該物質の化学的性状において、脂溶性が高い物質の様子ですので、魚類への残留が容易に想定されます。従いまして、行政側に対し、小河川への当該物質への流出を防ぐべく、対策を業者側とも協議して欲しいと感じました。 3. 畜産動物の可食部分に多少なりとも当該物質の残留があるデータがあることを鑑みれば、上記の問題も含め、食品衛生上から問題になりうるのかどうか真摯に議論して欲しいです。一般人とりわけ子供群は無差別に曝露に対し、どのような議論をつみかさねるのか、今後の問題点の感じました。</p>	<p>【回答】 いただいたご意見に関してはリスク管理にかかる内容であると考えられることから、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省、環境省にお伝えいたします。</p>

※頂いた御意見・情報をそのまま掲載しています。